

## 令和6年度福祉医療貸付事業の融資方針について

### 1 はじめに

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、国の福祉医療政策に即して、民間の社会福祉事業施設及び医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の融資を実施することにより、福祉、介護サービス及び医療を安定的かつ効率的に提供する基盤の整備を推進している。

国においては、新子育て安心プラン、高齢社会対策大綱をはじめとする施策に基づき、待機児童や特養待機者の解消のための受皿整備、地域医療構想に沿った病床機能の分化・連携など、社会保障制度の充実強化が進められており、今後とも社会福祉事業施設及び医療施設等を着実に整備していく必要がある。

また、社会福祉事業施設及び医療施設等を取り巻く環境は、これら施設に従事する職員の不足、厳しい財政状況を反映し、経営状況は益々厳しさを増している。

このような状況を踏まえ、令和6年度における福祉医療貸付事業を適切に実施するため、以下のとおり予算を確保するとともに、融資方針に基づき事業を行う。

### 2 令和6年度予算

#### (1) 貸付事業規模

令和6年度予算においては、国の政策推進動向等を踏まえた資金需要にも対応しうる貸付事業枠として、貸付契約額2,454億円、資金交付額2,515億円を確保し、貸付原資として財政融資資金2,102億円、自己資金413億円（財投機関債200億円を含む。）を予定する。

#### (2) 融資条件の改善内容

令和6年度における融資条件の主な改善内容については、別添資料「令和6年度予算における福祉医療貸付事業の貸付条件の改善等について」のとおり。

### 3 基本的な融資方針

上記のことを踏まえ、福祉医療貸付事業においては、福祉医療の基盤整備のため、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うとともに、リスクに応じた適切な審査・与信管理・経営支援の実施に努めることとし、原則として、借入申込みがあった施設等の整備計画が当該地域における介護保険事業計画、障害福祉計画及び医療計画等に沿ったものであることを確認のうえ、地方公共団体とも連携して福祉医療貸付事業の推進を図る。

さらに、東日本大震災及び平成28年熊本地震、昨今の令和6年能登半島地震などの激甚災害への被災地支援に係る被災施設等に対する復旧・復興事業、感染症等の拡大、制度改正や金融環境の変化に伴う経営悪化等により、事業継続に支障をきたしている事

業者の緊急時の資金需要に迅速かつ適切に対応するため、引き続き優先的に相談、融資を行う。

融資にあたっては、機構ホームページに公表している「融資のポイント」に基づき、次の事項を主な留意点として位置づけ、十分に確認しながら融資を進めること。

### ① 適切な事業計画

融資対象施設等の利用定員等が、当該地域の利用ニーズに比して過大で、施設開設後の稼働率が計画を下回り、当初見込んだ収入が得られず、借入金の約定返済に影響を及ぼすようなケースが見受けられることから、当該地域における利用ニーズが的確に反映された計画であるか。

また、施設開設までの経営資金（運転資金）については、概ね月額収入の2か月分の計上を目安としているが、近年の物価・建築費高騰や人材確保事情を踏まえ、不足した場合の資金調達方法等があるか。

### ② 収支差額に見合った借入額

整備面積が過大であったり、必要以上に過剰な設備であることなどにより施設整備費が多額となり、借入額も増大することで、結果的に借入金の償還額が融資対象施設等から得られる収支差額を上回ってしまうケースが見受けられることから、収支差額に見合った整備、借入額であるか。

なお、借入額は協調融資等も含めた借入金であり、原則として今次整備施設単体の収支差額で借入金返済が可能であるか。

### ③ ガバナンス態勢の確保

法人及び施設の経営にあたっては、法人代表者及び施設長等のリーダーシップとそれを支える経営管理態勢が確保され、財務内容が健全であることが重要であることから、ガバナンス態勢がどのように構築されているか。

特に創設法人や経営基盤が脆弱な法人等については十分な確認を行うこととする。

### ④ 従業員の確保

近年、融資対象施設等の従業員については、その確保が難しくなっており、人員が確保できないことにより稼働率が低迷し、予定した収入が得られず業況が悪化し、借入金の約定返済に影響を及ぼすようなケースが散見されることから、従業員の確保計画が策定されているか、また、採用見込みは妥当か。

特に創設法人や経営基盤が脆弱な法人等については十分な確認を行うこととする。

### ⑤ 協調融資制度の推進

機構と民間金融機関との協調融資については、施設整備等に係る資金調達を円滑に進めることを目的として、その利用を促進してきたところであるが、近年における従業員の不足や厳しい施設経営状況を踏まえ、経営の安定化のための経営資金の確保など多様な民間金融機関の資金の役割も増していることから更なる協調融資の活用を推進する。

なお、平成29年度から融資対象面積が5,000㎡を超える大規模施設の借入申込案

件については、原則として協調融資の利用を前提とすることとしている。

**⑥ 補助金等が交付されない整備**

国、地方公共団体等の補助金・交付金等が交付されない整備事業については、施設等の安全確保、維持等のために必要な緊急性の高いものにあつては、当該自治体の意見を踏まえ、融資対象とする。

# 令和6年度福祉医療貸付事業 予算の概要

独立行政法人福祉医療機構  
福祉医療貸付部

# 目次

<b>I</b>	<b>福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画</b>	<b>.....</b>	<b>1</b>
<b>II</b>	<b>貸付条件の改正（新規（拡充）事項）</b>	<b>.....</b>	<b>2</b>
<b>III</b>	<b>貸付条件の改正（継続事項）</b>	<b>.....</b>	<b>6</b>
<b>IV</b>	<b>貸付制度の見直し</b>	<b>.....</b>	<b>1 1</b>

# I 福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画

(単位：億円)

区 分		令和5年度 予算額		令和6年度 予算額		対前年度 (建築資金等)	
		建築資金 等	コロナ	建築資金 等	コロナ	増減額	伸び率
福祉貸付	貸付契約	1,560	328	1,317	0	△243	△15.6%
	資金交付	1,406	328	1,454	0	48	3.4%
医療貸付	貸付契約	1,145	268	1,137	0	△8	△0.7%
	資金交付	1,173	268	1,061	0	△112	△9.5%
合 計	貸付契約	2,705	596	2,454	0	△251	△9.3%
	資金交付	2,579	596	2,515	0	△64	△2.5%

## Ⅱ 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

### ◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

- (1) GX実現に資する整備事業に係る融資条件の優遇措置の創設
- (2) 精神科病院の整備事業に係る融資条件の優遇措置の創設

### ◎ 福祉貸付事業

- (3) 産後ケア事業に係る融資制度の創設

## Ⅱ 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

### ◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

#### （１）GX実現に資する整備事業に係る融資条件の優遇措置の創設

GX実現を促進する観点から、省エネ設備や再生可能エネルギー設備など脱炭素効果の高い電源への転換などを行う整備事業に対し、優遇融資を実施します。

#### 【福祉貸付事業】

※ 太字下線部分を創設

区分	[ 現行の融資条件 ]	[ 新たな融資条件 ] (※)
融資率	70～80%	<b><u>95%</u></b>
貸付利率	基準金利～基準金利+0.5%	<b><u>基準金利</u></b>

#### 【医療貸付事業】

区分	[ 現行の融資条件 ]	[ 新たな融資条件 ] (※)
融資限度額	500万円～12億円	<b><u>所要額の95%</u></b>
貸付利率	基準金利～基準金利+0.5%	<b><u>基準金利</u></b>

(※) 建築物省エネ法に基づく誘導基準に適合する整備事業。



## Ⅱ 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

### ◎福祉・医療貸付事業（共通）

#### （２）精神科病院の整備事業に係る融資条件の優遇措置の創設

精神科病院の入院患者の退院促進・病床削減及び精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進を支援するため、病床削減を伴う精神科病院の施設整備事業及び精神病床の削減に資するサービス（グループホーム）の一体的な整備事業に対し、優遇融資を実施します。

#### 【福祉貸付事業】

※ 太字下線部分を創設

区 分	[ 現行の融資条件 ]	[ 新たな融資条件 ]
対象施設	社会福祉施設等	<b><u>共同生活援助（※）</u></b>
融資率	70～80%	<b><u>90%</u></b>

（※）病床削減を伴う精神科病院の施設整備事業と一体的に整備することが確認できる事業に限る。

#### 【医療貸付事業】

区 分	[ 現行の融資条件 ]	[ 新たな融資条件 ]
対象施設	病院	<b><u>減床を伴う施設整備を行う精神科病院</u></b>
貸付利率	基準金利～基準金利＋0.5%	<b><u>基準金利 （据置期間中無利子）（※）</u></b>
融資率	60～70%	<b><u>90%</u></b>
融資限度額	7.2億円	<b><u>所要額の90%</u></b>

（※）据置期間中無利子は国庫補助等の対象事業に限る。

## Ⅱ 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

### ◎ 福祉貸付事業

#### (3) 産後ケア事業に係る融資制度の創設

産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的として設立された産後ケア事業については、次元の異なる少子化対策として、政策の強化が図られることから、当該事業の実施拡大を支援し、安心して子育てできる支援体制の一層の確保につながるよう、産後ケア事業に対する融資制度を創設します。

※ 太字下線部分を創設

区分	[ 新たな融資条件 ]
貸付けの相手方	<u>法人</u>
資金種類	<u>建築資金、設備備品整備資金、土地取得資金、経営資金</u>
償還期間（据置期間）	<u>20年以内（2年以内）</u>
融資率	<u>80%</u>
貸付利率	<u>基準金利～基準金利+0.8%</u>

## Ⅲ 貸付条件の改正（継続事項）

### ◎ 福祉貸付事業

- (1) 障害福祉サービス事業の整備に係る融資条件の優遇融資

### ◎ 医療貸付事業

- (2) 複数医療機関の再編等に係る融資条件の優遇融資
- (3) 医療従事者の働き方改革支援資金に係る融資条件の優遇融資

## Ⅲ 貸付条件の改正（継続事項）

### ◎ 福祉貸付事業

#### （１）障害福祉サービス事業の整備に係る融資条件の優遇融資

◀取扱期間▶  
令和8年度まで

障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付が行われる当該整備事業について、引き続き令和6年度以降においても、優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を変更

区 分	[ 新たな融資条件 ] (※)
融資率	85%
取扱期限	<b>令和8年度まで</b>

(※) 対象施設等：社会福祉施設等整備費国庫補助金の交付が行われる障害福祉サービス事業所、障害者支援施設。

## Ⅲ 貸付条件の改正（継続事項）

### ◎ 医療貸付事業

#### (2) 複数医療機関の再編等に係る融資条件の優遇融資

「取扱期間」  
令和7年度まで

複数医療機関の再編等に関する計画（再編計画）を厚生労働大臣等に認定された病院・有床診療所に対し、地域医療構想達成に向けた病床機構の分化及び連携を推進するため、引き続き令和6年度以降においても、優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を変更

区分	[ 新たな融資条件 ]
対象施設	病院、有床診療所 (再編計画の認定を受けた医療機関に限る)
資金種類	増改築資金
償還期間 (据置期間)	病院 30年以内（3年以内） 有床診療所 20年以内（1年以内）
融資限度額	所要額の95%
貸付利率	基準金利 (据置期間中無利子) (※)
取扱期限	<b>令和7年度まで</b>

(※) 据置期間中無利子は地域医療介護総合確保基金対象事業に限る。

### Ⅲ 貸付条件の改正（継続事項）

※ 太字下線部分を変更

区 分	[ 新たな融資条件 ]
対象施設	病院、有床診療所 (再編計画の認定を受けた医療機関に限る)
資金種類	長期運転資金
償還期間 (据置期間)	10年以内(4年以内) (※1)
融資限度額	病院 5億円 (※1) 有床診療所 3億円
無担保貸付	500万円まで (機構の経営診断を受けた場合は1,000万円) (※2)
貸付利率	基準金利
取扱期限	<u>令和7年度まで</u>

(※1) 廃止される病院の残債に対して融資する場合(必要な補助が交付される場合に限る)は、償還期間(据置期間)を15年以内(2年以内)、特に必要と認められる場合は20年以内(2年以内)とし、融資限度額を13.6億円とする。なお、協調融資(併せ貸しを含む)の利用を原則とする。

(※2) 償還期間5年以内に限る。

## Ⅲ 貸付条件の改正（継続事項）

### ◎ 医療貸付事業

#### (3) 医療従事者の働き方改革支援資金に係る融資条件の優遇融資

「取扱期間」  
令和8年度まで

医師の働き方改革については、令和6年度からは全ての勤務医の年間の時間外・休日労働時間数を最大1,860時間以内にするのが求められており、働き方改革に取り組む医療機関を支援するため、引き続き令和6年度以降においても、優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を変更

区 分	[ 新たな融資条件 ]
資金種類	長期運転資金
貸付限度額	病院5億円・診療所3億円
償還期間（据置期間）	10年以内（うち据置期間4年以内）
償還方法	元金均等・元利均等償還
貸付利率	基準金利+0.3%
取扱期限	<b>令和8年度まで</b>

## IV 貸付制度の見直し

### ◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

(1) 物価高騰対応資金に係る融資条件の優遇措置の廃止

### ◎ 福祉貸付事業

(2) 担保による融資限度額を担保評価額の80%に見直し

(3) 療養病床のケアハウス等への転換に係る融資条件の優遇措置の廃止

### ◎ 医療貸付事業

(5) 特定病院の範囲について、急性期及び専門診療等の医療機能を担う医療機関に「新興感染症発生・まん延時における医療」を追加  
(5疾病5事業→5疾病6事業)

(6) 療養病床の介護老人保健施設等への転換に係る融資条件の優遇措置の廃止

(7) 療養病床転換支援資金（長期運転資金）に係る融資条件の優遇措置の廃止



# お問い合わせ先



## ◎ 個別の融資に関するお問い合わせ

区 分	施設の開設地	担当部署	電話番号
福祉貸付事業 (※)	東日本	福祉医療貸付部 福祉審査課	03-3438-9298
	西日本	大阪支店 福祉審査課	06-6252-0216
医療貸付事業	東日本	福祉医療貸付部 医療審査課	03-3438-9937
	西日本	大阪支店 医療審査課	06-6252-0219

【施設の開設地】 (東日本) 石川県、岐阜県、三重県より東の地域

(西日本) 福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域 (医療貸付事業は沖縄県を除きます。)

(※) NPO法人のお客さまは施設の開設地区分に関わらず、NPOリソースセンターNPO支援課 (TEL03-3438-4756) にお問い合わせください。

## ◎ 融資の制度に関するお問い合わせ

区 分	担当部署	電話番号
福祉貸付事業	福祉医療貸付部 事業統括課	03-3438-9291
医療貸付事業		